

平成19年7月25日開催

地方財政審議会 第19回固定資産評価分科会

## 会 議 資 料 1

(審議事項)

期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例について(案)

## 資 料 目 次

	(頁)
期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例について(案)	
・議案	1
・固定資産評価基準改正新旧対照表	2
・固定資産評価基準改正案	3
・期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例について…	5
・期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例の仕組みについて	6
・固定資産評価基準改正案参照条文	7
・期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例について…	16
・「償却資産申告書及び償却資産課税台帳の様式について	18

期末帳簿価額を基礎として価額を求める

償却資産に係る評価の特例について（案）

期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例について、その適用を平成20年度分までの固定資産税に限ることとし、その他所要の規定の整備を行う。

**【固定資産評価基準 第3章第1節、第3節及び第4節 関係】**

固定資産評価基準改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る平成20年度までの評価の特例</p> <p>第3章 償却資産</p> <p>第1節 償却資産</p> <p>一～七 略</p> <p>八 耐用年数</p> <p>償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2及び別表第5から別表第8までに掲げる耐用年数によるものとする。ただし、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第57条第1項又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつては当該承認を受けた耐用年数（当該年度の賦課期日までに行われたものに限る。）に、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項及び第2項の規定による耐用年数によるものにあつては当該耐用年数によるものとする。</p> <p>第3節 鉱業用坑道の評価の特例</p> <p>一～五 略</p> <p>五の二 旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法によつて償却額の計算を行つている鉱業用坑道の評価の特例</p> <p>鉱業用坑道のうち法人税法施行令第48条第1項第3号若しくは第48条の2第1項第3号又は所得税法施行令第120条第1項第3号若しくは第120条の2第1項第3号の規定により旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法によつて償却額の計算を行つているものの評価は、一から五までの定めにかかわらず、坑外坑道及び坑内坑道に区分し、第1節（八及び十を除く。）に定めるところによつて行うものとする。この場合において、当該鉱業用坑道の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第2項第4号の規定によつて税務署長が認定した年数によるものとする。</p> <p>六 略</p> <p>第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る平成20年度までの評価の特例</p> <p>一 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価</p> <p>固定資産税に係る平成20年度までの償却資産の評価に限り、次の各号に掲げる要件を備える法人が所有する償却資産については、当該法人の申請に基づき、賦課期日を含む事業年度の前事業年度の終了の日（以下「期末」という。）における帳簿価額を基礎としてその価額を求める方法によることができるものとする。</p> <p>1 減価償却資産の償却の方法として法人税法施行令第48条第1項第1号イ・に規定する旧定率法又は同令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法を選定していること。</p> <p>2及び3 略</p> <p>二 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の方法</p> <p>期末帳簿価額を基礎としてその価額を求める償却資産の評価は、別に定めるところにより、償却資産の期末帳簿価額を基礎とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその価額を求める方法によるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る_____評価の特例</p> <p>第3章 償却資産</p> <p>第1節 償却資産</p> <p>一～七 略</p> <p>八 耐用年数</p> <p>償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2及び別表第5から別表第8までに掲げる耐用年数によるものとする。ただし、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第57条第1項又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつては当該承認を受けた耐用年数（当該年度の賦課期日までに行われたものに限る。）に、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項_____の規定による耐用年数によるものにあつては当該耐用年数によるものとする。</p> <p>第3節 鉱業用坑道の評価の特例</p> <p>一～五 略</p> <p>五の二 定額法_____又は定率法によつて償却額の計算を行つている鉱業用坑道の評価の特例</p> <p>鉱業用坑道のうち法人税法施行令第48条第1項第2号_____又は所得税法施行令第120条第1項第2号_____の規定により定額法_____又は定率法によつて償却額の計算を行つているものの評価は、一から五までの定めにかかわらず、坑外坑道及び坑内坑道に区分し、第1節（八及び十を除く。）に定めるところによつて行うものとする。この場合において、当該鉱業用坑道の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第2項第4号の規定によつて税務署長が認定した年数によるものとする。</p> <p>六 略</p> <p>第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る_____評価の特例</p> <p>一 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価</p> <p>次の_____各号に掲げる要件を備える法人が所有する償却資産については、当該法人の申請に基づき、賦課期日を含む事業年度の前事業年度の終了の日（以下「期末」という。）における帳簿価額を基礎としてその価額を求める方法によることができるものとする。</p> <p>1 法人税法及びこれに基づく命令により減価償却資産の償却の方法として定率法_____を選定していること。</p> <p>2及び3 略</p> <p>二 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の方法</p> <p>期末帳簿価額を基礎としてその価額を求める償却資産の評価は、総務大臣が別に定めるところにより、償却資産の期末帳簿価額を基礎とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその価額を求める方法によるものとする。</p>

## 固定資産評価基準改正案

### 目次

#### 第3章

#### 第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る平成20年度までの評価の特例

#### 第3章 償却資産

#### 第1節 償却資産

#### 八 耐用年数

償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2及び別表第5から別表第8までに掲げる耐用年数によるものとする。ただし、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第57条第1項又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつては当該承認を受けた耐用年数（当該年度の賦課期日までに行われたものに限る。）に、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項及び第2項の規定による耐用年数によるものにあつては当該耐用年数によるものとする。

#### 第3節 鉱業用坑道の評価の特例

#### 五の二 旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法によつて償却額の計算を行っている鉱業用坑道の評価の特例

鉱業用坑道のうち法人税法施行令第48条第1項第3号若しくは第48条の2第1項第3号又は所得税法施行令第120条第1項第3号若しくは第120条

の2第1項第3号の規定により旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法によつて償却額の計算を行つているものの評価は、一から五までの定めにかかわらず、坑外坑道及び坑内坑道に区分し、第1節（八及び十を除く。）に定めるところによつて行うものとする。この場合において、当該鉱業用坑道の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第2項第4号の規定によつて税務署長が認定した年数によるものとする。

#### 第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る平成20年度までの評価の特例

##### 一 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価

固定資産税に係る平成20年度までの償却資産の評価に限り、次の各号に掲げる要件を備える法人が所有する償却資産については、当該法人の申請に基づき、賦課期日を含む事業年度の前事業年度の終了の日（以下「期末」という。）における帳簿価額を基礎としてその価額を求める方法によることができるものとする。

- 1 減価償却資産の償却の方法として法人税法施行令第48条第1項第1号イ(2)に規定する旧定率法又は同令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法を選定していること。

##### 二 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の方法

期末帳簿価額を基礎としてその価額を求める償却資産の評価は、別に定めるところにより、償却資産の期末帳簿価額を基礎とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその価額を求める方法によるものとする。

# 「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」について

## 制度の概要

- 固定資産税における償却資産の評価について、納税者の申告手続の簡素化という観点から、昭和42年に設けられた評価の特例である。
- 具体的には、法人の減価償却の方法が定率法であること等、一定の要件を満たす法人について、法人税における帳簿価額と固定資産税における評価額との取扱いの差異を、様々な調整措置を講じることによって解消し、賦課期日の評価額を求めようとするものである。

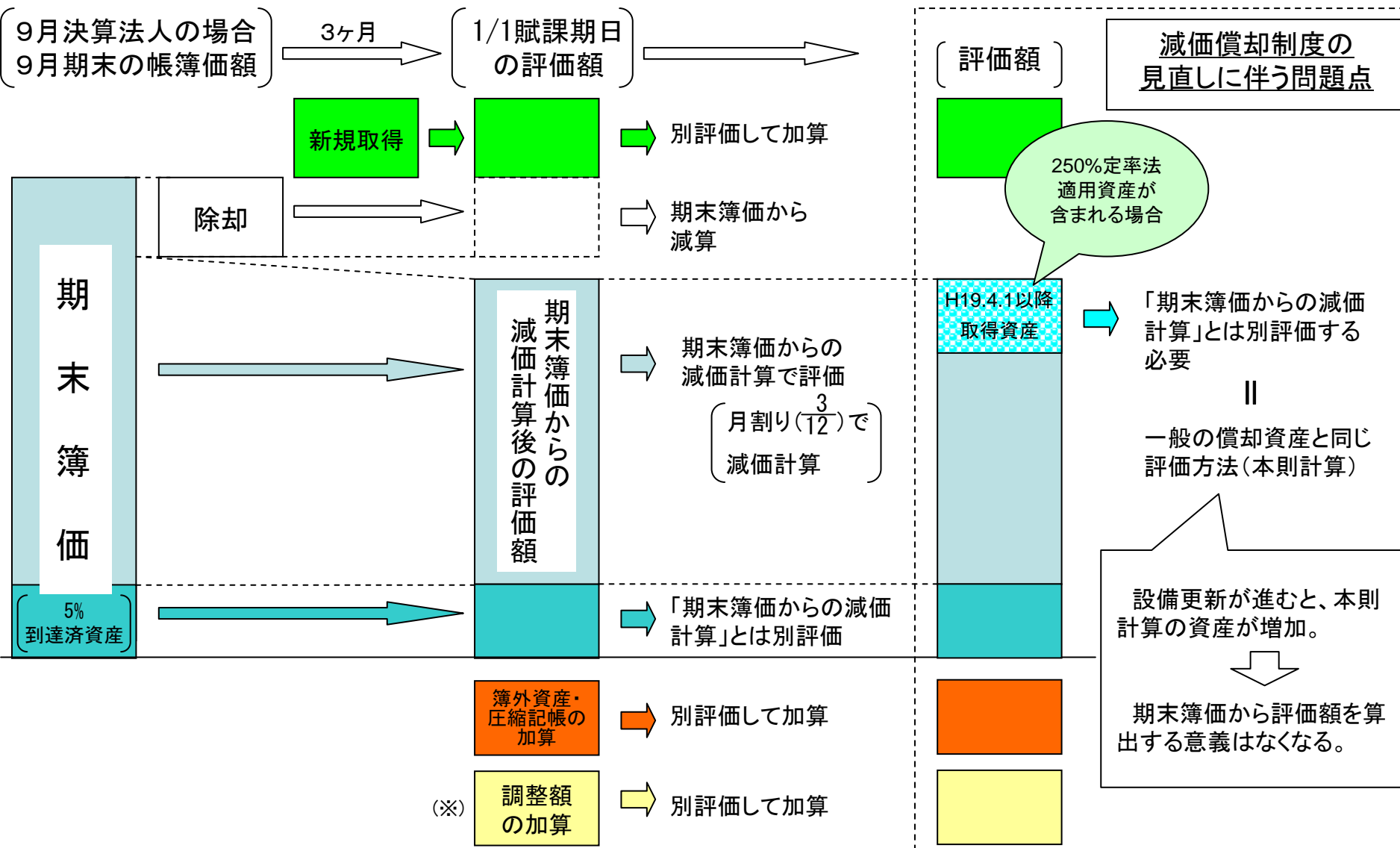
## 見直しの背景

- 平成19年度税制改正における減価償却制度の見直しにより、所得税法及び法人税法において、250%定率法（新定率法）が導入された。
- 期末帳簿価額に新定率法適用資産と旧定率法適用資産が混在することとなったが、新定率法適用資産は、固定資産評価基準の減価率により別計算し管理する必要が生じた。
- 新定率法適用資産の評価は本則計算と同様であり、設備更新が進めば、評価の特例の意義が薄くなる。

## 見直しの内容

「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」は廃止。ただし、一般の評価方法への移行期間を考慮し、平成20年度までに限り適用できるものとする。

# 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例の仕組みについて



(※)調整額とは、「期末簿価方式」採用当初の年度における評価基準による評価と「期末簿価方式」による評価との差額を後年度において調整するもの



○ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)

(中古資産の耐用年数等)

第三条

個人において使用され、又は法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下第五条までにおいて同じ。)において事業の用に供された所得税法施行令第六条各号(減価償却資産の範囲)又は法人税法施行令第十三条各号(減価償却資産の範囲)に掲げる資産(これらの資産のうち試掘権以外の鉱業権及び坑道を除く。以下この項において同じ。)の取得(同法第二条第十二号の八に規定する適格合併又は同条第十二号の十一に規定する適格分割型分割による同条第十二号に規定する被合併法人又は同条第十二号の二に規定する分割法人からの引継ぎ(以下この項において「適格合併等による引継ぎ」という。)を含む。)をしてこれを個人の業務又は法人の事業の用に供した場合における当該資産の耐用年数は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる年数によることができる。ただし、当該資産を個人の業務又は法人の事業の用に供するために当該資産について支出した所得税法施行令第八十一条(資本的支出)又は法人税法施行令第二百二十二条(資本的支出)に規定する金額が当該資産の取得価額(適格合併等による引継ぎの場合にあつては、同法第六十二条の二第一項(適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ)に規定する時の帳簿価額)の百分の五十に相当する金額を超える場合には、第二号に掲げる年数についてはこの限りでない。

一 当該資産をその用に供した時以後の使用可能期間(個人が当該資産を取得した後直ちにこれをその業務の用に供しなかつた場合には、当該資産を取得した時から引き続き業務の用に供したものと見て見込まれる当該取得の時以後の使用可能期間)の年数

二 次に掲げる資産(別表第一、別表第二又は別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産であつて、前号の年数を見積もることが困難なものに限る。)の区分に応じそれぞれ次に定める年数(その年数が二年に満たないときは、これを二年とする。)

イ 法定耐用年数(第一条第一項に規定する耐用年数をいう。以下この号において同じ。)の全部を経過した資産 当該資産の法定耐用年数の百分の二十に相当する年数

ロ 法定耐用年数の一部を経過した資産 当該資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の百分の二十に相当する年数を加算した年数

2 個人において使用され、又は法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下第五条までにおいて同じ。)において事業の用に供された所得税法施行令第六条各号(減価償却資産の範囲)又は法人税法施行令第十三条各号(減価償却資産の範囲)に掲げる資産(これらの資産のうち試掘権以外の鉱業権及び坑道を除く。以下この項において同じ。)の取得(同法第二条第十二号の八に規定する適格合併又は同条第十二号の十一に規定する適格分割型分割による同条第十二号に規定する被合併法人又は同条第十二号の二に規定する分割法人からの引継ぎ(以下この項において「適格合併等による引継ぎ」という。)を含む。)をしてこれを個人の業務又は法人の事業の用に供した場合における当該資産の耐用年数は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる年数によることができる。ただし、当該資産を個人の業務又は法人の事業の用に供するために当該資産について支出した所得税法施行令第八十一条(資本的支出)又は法人税法施行令第二百二十二条(資本的支出)に規定する金額が当該資産の取得価額(適格合併等による引継ぎの場合にあつては、同法第六十二条の二第一項(適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ)に規定する時の帳簿価額)の百分の五十に相当する金額を超える場合には、第二号に掲げる年数についてはこの限りでない。

法人税法施行令の一部を改正する政令（抄） 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（減価償却資産の償却の方法）</p> <p><b>第四十八条</b> 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産（第六号に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての同号に規定する改正前リース取引に係る契約が平成二十年三月三十一日までに締結されたもの）の償却限度額（法第三十一条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による減価償却資産の償却費として損金の額に算入する金額の限度額をいう。以下この目から第七目までにおいて同じ。）の計算上選定をすることができる同項に規定する資産の種類に応じた政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 建物（第三号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法</p> <p>イ 平成十年三月三十一日以前に取得をされた建物 次に掲げる方法</p> <p>(1) <u>旧定額法</u>（当該減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目（減価償却資産の償却限度額等）において同じ。）</p>	<p>（減価償却資産の償却の方法）</p> <p><b>第四十八条</b> 減価償却資産の償却限度額（</p> <p>法第三十一条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による減価償却資産の償却費として損金の額に算入する金額の限度額をいう。以下この目から第七目までにおいて同じ。）の計算上選定をすることができる償却の方法は</p> <p>、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 建物（第三号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法</p> <p>イ 平成十年三月三十一日以前に取得をされた建物 次に掲げる方法</p> <p>(1) <u>定額法</u>（当該減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目（減価償却資産の償却限度額等）において同じ。）</p>

- (2) 旧定率法（当該減価償却資産の取得価額（既にした償却の額で各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）にその償却費が毎年一定の割合で逡減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目において同じ。）
- ロ イに掲げる建物以外の建物 旧定額法
- 二 第十三条第一号（減価償却資産の範囲）に掲げる建物の附属設備及び同条第二号から第七号までに掲げる減価償却資産（次号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法
- イ 旧定額法
- ロ 旧定率法
- 三 鉱業用減価償却資産（第五号及び第六号に掲げるものを除く。）次に掲げる方法
- イ 旧定額法
- ロ 旧定率法
- ハ 旧生産高比例法（当該鉱業用減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額を当該資産の耐用年数（当該資産の属する鉱区の採掘予定年数）がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数）の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に各事業年度における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額を当該事業年度の償却限度

- (2) 定率法（当該減価償却資産の取得価額（既にした償却の額で各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）にその償却費が毎年一定の割合で逡減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目において同じ。）
- ロ イに掲げる建物以外の建物 定額法
- 二 第十三条第一号（減価償却資産の範囲）に掲げる建物の附属設備及び同条第二号から第七号までに掲げる減価償却資産（次号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法
- イ 定額法
- ロ 定率法
- 三 鉱業用減価償却資産（第五号及び第六号に掲げるものを除く。）次に掲げる方法
- イ 定額法
- ロ 定率法
- ハ 生産高比例法（当該鉱業用減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額を当該資産の耐用年数（当該資産の属する鉱区の採掘予定年数）がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数）の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に各事業年度における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額を当該事業年度の償却限度

額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目において同じ。

四〇六略

二〇六略

#### 第四十八条の二

平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産（第六号に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が平成二十年四月一日以後に締結されたもの）の償却限度額の計算上選定をすることができる法第三十一条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する資産の種類に応じた政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 建物（第三号及び第六号に掲げるものを除く。） 定額法（当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目（減価償却資産の償却限度額等）において同じ。）

二 第十三条第一号（減価償却資産の範囲）に掲げる建物の附属設備及び同条第二号から第七号までに掲げる減価償却資産（次号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法

イ 定額法

ロ 定率法（当該減価償却資産の取得価額（既にした償却の額で各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上

額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目において同じ。

四〇七略

二〇七略

損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）にその償却費が毎年一定の割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額（当該計算した金額が償却保証額に満たない場合には、改定取得価額にその償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた改定償却率を乗じて計算した金額）を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目から第七目までにおいて同じ。）

三 鉱業用減価償却資産（第五号及び第六号に掲げるものを除く。）次に掲げる方法

イ 定額法

ロ 定率法

ハ 生産高比例法（当該鉱業用減価償却資産の取得価額を当該資産の耐用年数（当該資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数）の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に当該事業年度における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目において同じ。）

四 略

2  
5  
6  
略

所得税法施行令の一部を改正する政令（抄） 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(減価償却資産の償却の方法)</p> <p><b>第二百十條</b> 平成十九年三月三十一日以前に取得された減価償却資産（第六号に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての同号に規定する改正前リース取引に係る契約が平成二十年三月三十一日までに締結されたもの）の償却費（法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による減価償却資産の償却費をいう。以下この款において同じ。）の額の計算上選定をすることができる同項に規定する資産の種類に応じた政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 建物（第三号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法</p> <p>イ 平成十年三月三十一日以前に取得された建物次に掲げる方法</p> <p>(1) <u>旧定額法</u>（当該減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目（減価償却資産の償却費の計算）において同じ。）</p> <p>(2) <u>旧定率法</u>（当該減価償却資産の取得価額（第二年目以後の償却</p>	<p>(減価償却資産の償却の方法)</p> <p><b>第二百十條</b> 減価償却資産の償却費</p> <p>(法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による減価償却資産の償却費をいう。以下この款において同じ。）の額の計算上選定をすることができる償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 建物（第三号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法</p> <p>イ 平成十年三月三十一日以前に取得された建物次に掲げる方法</p> <p>(1) <u>定額法</u>（当該減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目（減価償却資産の償却費の計算）において同じ。）</p> <p>(2) <u>定率法</u>（当該減価償却資産の取得価額（第二年目以後の償却</p>

の場合にあつては、当該取得価額から既に償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額を控除した金額)にその償却費が毎年一定の割合で逡減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目において同じ。)

ロ イに掲げる建物以外の建物 旧定額法

二 第六条第一号(減価償却資産の範囲)に掲げる建物の附属設備及び同条第二号から第七号までに掲げる減価償却資産(次号及び第六号に掲げるものを除く。) 次に掲げる方法

イ 旧定額法

ロ 旧定率法

三 鉱業用減価償却資産(第五号及び第六号に掲げるものを除く。)

次に掲げる方法

イ 旧定額法

ロ 旧定率法

ハ 旧生産高比例法(当該鉱業用減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額を当該資産の耐用年数(当該資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数)の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額をその年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目において同じ。)

の場合にあつては、当該取得価額から既に償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額を控除した金額)にその償却費が毎年一定の割合で逡減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目において同じ。)

ロ イに掲げる建物以外の建物 定額法

二 第六条第一号(減価償却資産の範囲)に掲げる建物の附属設備及び同条第二号から第七号までに掲げる減価償却資産(次号及び第六号に掲げるものを除く。) 次に掲げる方法

イ 定額法

ロ 定率法

三 鉱業用減価償却資産(第五号及び第六号に掲げるものを除く。)

次に掲げる方法

イ 定額法

ロ 定率法

ハ 生産高比例法(当該鉱業用減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額を当該資産の耐用年数(当該資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数)の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額をその年分の償却費として償却する方法をいう。以下この款 において同じ。)

四〇六 略

2 及び 3 略

第二百二十条の二 平成十九年四月一日以後に取得された減価償却資産（第

六号に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が平成二十年四月一日以後に締結されたもの）の償却費の額の計算上選定をすることができる法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する資産の種類に応じた政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 建物（第三号及び第六号に掲げるものを除く。） 定額法（当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目（減価償却資産の償却費の計算）において同じ。）

二 第六条第一号（減価償却資産の範囲）に掲げる建物の附属設備及び同条第二号から第七号までに掲げる減価償却資産（次号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法

イ 定額法

ロ 定率法（当該減価償却資産の取得価額（第二年目以後の償却の場合にあつては、当該取得価額から既に償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額を控除した金額）にその償却費が

四〇六 略

2 及び 3 略



毎年一定の割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額（当該計算した金額が償却保証額に満たない場合には、改定取得価額にその償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた改定償却率を乗じて計算した金額）を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目から第三目までにおいて同じ。）

三 鉱業用減価償却資産（第五号及び第六号に掲げるものを除く。）

次に掲げる方法

イ 定額法

ロ 定率法

ハ 生産高比例法（当該鉱業用減価償却資産の取得価額を当該資産の耐用年数（当該資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数）の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に各年における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額をその年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目において同じ。）

四 略

2及び3 略

改正案	現行
<p style="text-align: center;">期末帳簿価額を基礎として価額を求める 償却資産に係る評価の特例について</p> <p>1 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の基本 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価は、次の2及び3に定めるところによるほか、固定資産評価基準第3章第1節（一から四まで、九及び十三を除く。）に定めるところに準じて行うものであること</p> <p>2 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価は、次に掲げる償却資産の区分に応じ、それぞれに掲げる方法によるものであること。この場合において、法人税法（昭和40年法律第34号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）の規定に基づく圧縮記帳による圧縮額は、それぞれ一の償却資産とみなして評価を行うものであること</p> <p>(1) 法人税法及びこれに基づく命令により法人の賦課期日を含む事業年度の前事業年度の所得の計算上その償却額が損金に算入される償却資産（平成19年3月31日以前に取得された資産に限る。）……当該償却資産に係る法人税法上の期末帳簿価額から当該価額に<math>\alpha</math>Aを乗じて計算した額を控除してその価額を求める方法</p> <p>この場合において、 ア 期末帳簿価額とは、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表十六（二）、<u>旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されている「償却額計算の基礎となる額</u>」の「<u>償却額計算の基礎となる金額(16)－(17)18</u>」欄に記載すべき額から「<u>当期分の償却限度額</u>」の「<u>当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(33)34</u>」欄に記載すべき額を控除した額を、 イ <math>\alpha</math>とは、固定資産評価基準別表15「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率を、 ウ Aとは、賦課期日を含む事業年度の前事業年度の終了の日（以下「期末」という。）の翌日から賦課期日の前日までの期間の月数を12で除して得た率を、 いうものとする（<math>\alpha</math>について、次の(2)、(3)及び3において同じ。）。 (2) 期末の翌日から賦課期日までに取得した償却資産（平成19年3月31日以前に取得された償却資産に限る。）……当該償却資産の取得価額から当該償却資産の取得価額に<math>\alpha</math>Bを乗じて計算した額を控除してその価額を求める方法</p>	<p style="text-align: center;">期末帳簿価額を基礎として価額を求める 償却資産に係る評価の特例について</p> <p>1 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の基本 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価は、次の2及び3に定めるところによるほか、固定資産評価基準第3章第1節（一から四まで、九及び十三を除く。）に定めるところに準じて行うものであること</p> <p>2 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価は、次に掲げる償却資産の区分に応じ、それぞれに掲げる方法によるものであること。この場合において、法人税法（昭和40年法律第34号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）の規定に基づく圧縮記帳による圧縮額は、それぞれ一の償却資産とみなして評価を行うものであること</p> <p>(1) 法人税法及びこれに基づく命令により法人の賦課期日を含む事業年度の前事業年度の所得の計算上その償却額が損金に算入される償却資産_____ ……当該償却資産に係る法人税法上の期末帳簿価額から当該価額に<math>\alpha</math>Aを乗じて計算した額を控除してその価額を求める方法</p> <p>この場合において、 ア 期末帳簿価額とは、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表十六（二）、<u>定率法</u>_____による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されている「<u>定率法による償却額計算の基礎となる額</u>」の<u>差引計「((12)+(13)+(14)-(15))16</u>」</p> <p>欄に記載すべき額から「<u>当期発生普通償却限度額</u>」の「<u>計21</u>_____」欄に記載すべき額を控除した額を、 イ <math>\alpha</math>とは、固定資産評価基準別表15「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率を、 ウ Aとは、賦課期日を含む事業年度の前事業年度の終了の日（以下「期末」という。）の翌日から賦課期日の前日までの期間の月数を12で除して得た率を、 いうものとする（<math>\alpha</math>について、次の(2)_____及び3において同じ。）。 (2) 期末の翌日から賦課期日までに取得した償却資産_____ ……当該償却資産の取得価額から当該償却資産の取得価額に<math>\alpha</math>Bを乗じて計算した額を控除してその価額を求める方法</p>

この場合において、Bとは、当該償却資産を事業の用に供した日から賦課期日の前日までの期間の月数を12で除して得た率をいうものとする。

(3) 平成19年4月1日以降に取得された償却資産で前年中に取得されたもの……当該償却資産の取得価額から当該償却資産の取得価額に $\alpha C$ を乗じて計算した額を控除してその価額を求める方法

この場合において、Cとは、当該償却資産を事業の用に供した日から賦課期日の前日までの期間の月数を12で除して得た率をいうものとする。

(4) (1)号、(2)号又は(3)号に掲げる償却資産以外の償却資産……別に定める場合を除き、固定資産評価基準第3章第1節に定める方法

### 3 調整額の加算

2により価額を求めることとした最初の年度において、すべての償却資産について2に定めるところにより求めた価額の合計額が、当該すべての償却資産について固定資産評価基準第3章第1節に定めるところにより求めた価額の合計額（地方税法（昭和25年法律第226号）第414条の規定により、決定価格が法人税法の規定による所得の計算上損金として控除すべき減価償却額の計算の基礎となる償却資産の価額となる場合にあつては、当該価額。次の算式において同じ。）を下廻る場合においては、各年度における当該すべての償却資産の価額の合計額は、当該すべての償却資産について2に定めるところにより求めた価額の合計額に、次の算式により求めた額を加算した額とするものであること。

ただし、次の算式により求めた額が10万円未満であるときは、この限りでない。

[算式]

$$\left[ \begin{array}{l} 2により価額を求めることとした最初の年度においてすべての \\ 償却資産について固定資産評価基準第3章第1節に定めるとこ \\ ろにより求めた価額の合計額から当該すべての償却資産につい \\ て2により求めた価額の合計額を控除した額 \end{array} \right] \times (1 - \alpha)^n$$

上記の算式において、

ア nは2により価額を求めることとした最初の年度から当該償却資産の評価を行う年度までの期間の年度の数（2により価額を求めることとした最初の年度においては、nの数値を零とする。）をいうものとし、

イ  $\alpha$ の基礎となる耐用年数は当該すべての償却資産の平均的な耐用年数と認められる耐用年数とする。

この場合において、Bとは、当該償却資産を事業の用に供した日から賦課期日の前日までの期間\_\_\_\_\_を12で除して得た率をいうものとする。

(3) (1)号又は(2)\_\_\_\_\_号に掲げる償却資産以外の償却資産……別に定める場合を除き、固定資産評価基準第3章第1節に定める方法

### 3 調整額の加算

2により価額を求めることとした最初の年度において、すべての償却資産について2に定めるところにより求めた価額の合計額が、当該すべての償却資産について固定資産評価基準第3章第1節に定めるところにより求めた価額の合計額（地方税法（昭和25年法律第226号）第414条の規定により、決定価格が法人税法の規定による所得の計算上損金として控除すべき減価償却額の計算の基礎となる償却資産の価額となる場合にあつては、当該価額。次の算式において同じ。）を下廻る場合においては、各年度における当該すべての償却資産の価額の合計額は、当該すべての償却資産について2に定めるところにより求めた価額の合計額に、次の算式により求めた額を加算した額とするものであること。

ただし、次の算式により求めた額が10万円未満であるときは、この限りでない。

[算式]

$$\left[ \begin{array}{l} 2により価額を求めることとした最初の年度においてすべての \\ 償却資産について固定資産評価基準第3章第1節に定めるとこ \\ ろにより求めた価額の合計額から当該すべての償却資産につい \\ て2により求めた価額の合計額を控除した額 \end{array} \right] \times (1 - \alpha)^n$$

上記の算式において、

ア nは2により価額を求めることとした最初の年度から当該償却資産の評価を行う年度までの期間の年度の数（2により価額を求めることとした最初の年度においては、nの数値を零とする。）をいうものとし、

イ  $\alpha$ の基礎となる耐用年数は当該すべての償却資産の平均的な耐用年数と認められる耐用年数とする。



種類別明細書 その1 期末帳簿価額に算入される資産

資産区分				期首帳簿価額 (イ)	期中普通償却限度額 (ロ)	期末帳簿価額 (ハ)	期末後に減少した資産の期末帳簿価額 (ニ)	平成19年4月1日以前に取得された資産の価額 (ホ)	賦課期日までに取得価額の100分の5に達する資産の期末帳簿価額 (ヘ)	差引 (ハ)-(ニ) -(ホ)-(ヘ) (ト)	減価率 (チ)	控除額 $\left[ \frac{(ト) \times (チ)}{12-K} \right]$ (リ)	控除後の額 (ト)-(リ) (ス)	(ウ)に係る資産の取得価額の100分の5に相当する額 (ウ)	価額 (シ)+(ウ) (ゼ)	備考	
種類	構造 又は 用途	細目 年数	耐用 帳簿 価額														
合計	/	/	/														

※この表においてKは、「期末の月の数」をいう。

種類別明細書 その1 期末帳簿価額に算入される資産

資産区分				期首帳簿価額 (イ)	期中普通償却限度額 (ロ)	期末帳簿価額 (ハ)	期末後に減少した資産の期末帳簿価額 (ニ)	平成19年4月1日以前に取得された資産の価額 (ホ)	賦課期日までに取得価額の100分の5に達する資産の期末帳簿価額 (ヘ)	差引 (ハ)-(ニ) -(ホ)-(ヘ) (ト)	減価率 (チ)	控除額 $\left[ \frac{(ト) \times (チ)}{12-K} \right]$ (リ)	控除後の額 (ト)-(リ) (ス)	(ウ)に係る資産の取得価額の100分の5に相当する額 (ウ)	価額 (シ)+(ウ) (ゼ)	備考	
種類	構造 又は 用途	細目 年数	耐用 帳簿 価額														
合計	/	/	/														

※この表においてKは、「期末の月の数」をいう。

種類別明細書 その2 期末後に取得された資産

(平成19年3月31日以前に取得された資産に限る。)

資産区分				取得価額 (イ)	減価率 (ロ)	控除額 $\left[ (イ) \times (ロ) \times \frac{13-L}{12} \right]$ (ハ)	価額 (イ)-(ハ) (ニ)	備考
種類	構造 又は 用途	細目 年数	耐用 帳簿 価額					
合計	/	/	/					

※この表においてLは、「事業の用に供した日の月の数」をいう。

種類別明細書 その2 期末後に取得された資産

資産区分				取得価額 (イ)	減価率 (ロ)	控除額 $\left[ (イ) \times (ロ) \times \frac{13-L}{12} \right]$ (ハ)	価額 (イ)-(ハ) (ニ)	備考
種類	構造 又は 用途	細目 年数	耐用 帳簿 価額					
合計	/	/	/					

※この表においてLは、「事業の用に供した日の月の数」をいう。



種類別明細書 その5 課税標準の特例の適用のある資産

資産区分				前年度に減少した資産の価額 (イ)	前年中に減少した資産の前年度の価額 (ロ)	(イ)-(ロ) 前年中取得資産にあつては取得価額 (ハ)	減価率 (ニ)	控除額 (ハ)×(ニ) 前年中取得資産にあつては(ハ)× $(ニ) \times \frac{13-M}{12}$ (ホ)	価額に乘ずる特例率 (ヘ)	課税標準額 (ヘ)×(ト) (フ)	減額される額 (ヘ)-(フ) (リ)	備考	
構造	構造 又は 用途	細目	耐用 年数										
合計	/	/	/										

※この表においてMは、「事業の用に供した月の数」をいう。

種類別明細書 その5 課税標準の特例の適用のある資産

資産区分				前年度に減少した資産の価額 (イ)	前年中に減少した資産の前年度の価額 (ロ)	(イ)-(ロ) 前年中取得資産にあつては取得価額 (ハ)	減価率 (ニ)	控除額 (ハ)×(ニ) 前年中取得資産にあつては(ハ)× $(ニ) \times \frac{13-M}{12}$ (ホ)	価額に乘ずる特例率 (ヘ)	課税標準額 (ヘ)×(ト) (フ)	減額される額 (ヘ)-(フ) (リ)	備考	
構造	構造 又は 用途	細目	耐用 年数										
合計	/	/	/										

※この表においてMは、「事業の用に供した月の数」をいう。

種類別明細書 その6 平成19年4月1日以降に取得された資産

資産区分				取得価額 (イ)	減価率 (ロ)	控除額 $(イ) \times (ロ) \times \frac{13-L}{12}$ (ハ)	価額 (イ)-(ハ) (ニ)	備考
種類	構造 又は 用途	細目	耐用 年数					
合計	/	/	/					

※この表においてLは、「事業の用に供した日の月の数」をいう。

改正案	現行
<p>償却資産申告書（種類別明細書を含む。）様式記載心得</p> <p>1 この様式による償却資産申告書を提出する者は、賦課期日を含む事業年度の前事業年度終了の日（以下「期末」という。）において固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）第3章第4節一の1から3までの要件を備える法人が、継続して当該要件を備えることを条件として「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」によることを市町村長又は道府県知事に申請して承認を得た場合に限るものであること。</p> <p>2 償却資産申告書は、正副2通作成して提出すること。</p> <p>3 償却資産申告書は、次によつて記載すること。</p> <p>(1) 「事業種目」の欄には、事業の種目を具体的に、例えば「ミシン製造業」というように記載すること。</p> <p>なお、2以上の事業を行う場合には、それぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付すること。</p> <p>(2) 「この申告に応答する者の氏名及び係名並びに電話番号」の欄には、償却資産申告書の作成事務を税理士等に委託している場合においては、当該税理士等の住所及び氏名並びに電話番号を記載すること。</p> <p>(3) 次に掲げる各欄に記載する額は、それぞれ次に掲げる額と同額となるものであること。</p> <p>ア 「期末帳簿価額に算入される資産の価額（平成19年3月31日以前に取得された資産に限る。）(i)」……種類別明細書その1の「価額(x)+(y) (7)」の欄に記載すべき額</p> <p>イ 「期末後に取得された資産の価額（平成19年3月31日以前に取得された資産に限る。）(p)」……種類別明細書その2の「価額(i)-(y) (2)」の欄に記載すべき額</p> <p>ウ 「平成19年4月1日以降に取得された資産の価額(h)」……種類別明細書その6の「価額(i)-(y) (2)」の欄に記載すべき額</p> <p>エ 「期末帳簿価額に算入されない資産の価額(z)」……種類別明細書その3の「価額(h)-(y) (2)」の欄に記載すべき額</p> <p>オ 「調整額の加算をするものの価額(b)」……種類別明細書その4の「差額の価額(f)-(x) (y)」の欄に記載すべき額</p> <p>カ 「課税標準の特例により減額される額(t)」……種類別明細書その5の「減額される額(h)-(f) (y)」の欄に記載すべき額</p> <p>4 種類別明細書は、次によつて記載すること。</p> <p>(1) 法人税法(昭和40年法律第34号)及びこれに基づく命令により、法人の賦課期日を含む事業年度の前事業年度の所得の計算上その償却額が損金に算入される償却資産については種類別明細書のその1に、期末の翌日から賦課期日までに取得した償却資産（平</p>	<p>償却資産申告書（種類別明細書を含む。）様式記載心得</p> <p>1 この様式による償却資産申告書を提出する者は、賦課期日を含む事業年度の前事業年度終了の日（以下「期末」という。）において固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）第3章第4節一の1から3までの要件を備える法人が、継続して当該要件を備えることを条件として「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」によることを市町村長又は道府県知事に申請して承認を得た場合に限るものであること。</p> <p>2 償却資産申告書は、正副2通作成して提出すること。</p> <p>3 償却資産申告書は、次によつて記載すること。</p> <p>(1) 「事業種目」の欄には、事業の種目を具体的に、例えば「ミシン製造業」というように記載すること。</p> <p>なお、2以上の事業を行う場合には、それぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付すること。</p> <p>(2) 「この申告に応答する者の氏名及び係名並びに電話番号」の欄には、償却資産申告書の作成事務を税理士等に委託している場合においては、当該税理士等の住所及び氏名並びに電話番号を記載すること。</p> <p>(3) 次に掲げる各欄に記載する額は、それぞれ次に掲げる額と同額となるものであること。</p> <p>ア 「期末帳簿価額に算入される資産の価額_____ (i)」……種類別明細書その1の「価額(y)+(x) (y)」の欄に記載すべき額</p> <p>イ 「期末後に取得された資産の価額_____ (p)」……種類別明細書その2の「価額(i)-(y) (2)」の欄に記載すべき額</p> <p>ウ 「期末帳簿価額に算入されない資産の価額(h)」……種類別明細書その3の「価額(h)-(y) (2)」の欄に記載すべき額</p> <p>エ 「調整額の加算をするものの価額(z)」……種類別明細書その4の「差額の価額(f)-(x) (y)」の欄に記載すべき額</p> <p>オ 「課税標準の特例により減額される額(h)」……種類別明細書その5の「減額される額(h)-(f) (y)」の欄に記載すべき額</p> <p>4 種類別明細書は、次によつて記載すること。</p> <p>(1) 法人税法(昭和40年法律第34号)及びこれに基づく命令により、法人の賦課期日を含む事業年度の前事業年度の所得の計算上その償却額が損金に算入される償却資産につ</p>



成 19 年 3 月 31 日以前に取得された資産に限る。)については種類別明細書のその 2 に、種類別明細書のその 1 又は種類別明細書のその 2 に記載すべき償却資産以外の償却資産（法人税法、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 7 年法律第 11 号）（以下「法人税法等」という。）の規定に基づく圧縮記帳による圧縮額（以下「圧縮額」という。））、賦課期日を含む事業年度の前前事業年度終了の日までに評価額の最低限度に達した償却資産、いわゆる簿外資産等)については種類別明細書のその 3 に、期末帳簿価額を基礎とする評価の方法によつて求めた価額が固定資産評価基準第 3 章第 1 節の評価方法によつて求めた価額を下回る場合においてはその差額（以下「差額」という。）に相当する額を種類別明細書のその 4 に、\_\_\_\_\_課税標準の特例の適用のある償却資産がある場合に於ては、\_当該償却資産については種類別明細書のその 1 からその 4 までに記載するほか種類別明細書のその 5 に、及び平成 19 年 4 月 1 日以降に取得された資産については種類別明細書のその 6 にそれぞれ記載すること。

- (2) 種類別明細書（種類別明細書のその 5 を除く。）は資産の種類、構造又は用途、細目及び耐用年数の異なるごとに別行に記載すること。ただし、種類別明細書のその 1 については、資産の種類、構造又は用途細目及び耐用年数の異なるごとに記載した種類別明細書を保存している場合に限り、資産の種類ごとに別行に記載することができるものであること。
- (3) 「種類」の欄には、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の別に記載すること。
- (4) 「構造又は用途」及び「細目」の欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）（以下「耐用年数省令」という。）別表第一、別表第二及び別表第五から別表第八までに掲げる構造又は用途（耐用年数省令別表第二及び別表第五に掲げるものに於ては設備の種類）及び細目を記載すること。
- (5) 「耐用年数」の欄には、耐用年数省令別表第一、別表第二及び別表第五から別表第八までに掲げる耐用年数を記載すること。ただし、法人税法施行令第 57 条第 1 項の規定により、国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつては、当該耐用年数を、耐用年数省令第 1 条第 2 項第 4 号の規定により、税務署長が認定した耐用年数によるものにあつては、当該年数を、耐用年数省令第 3 条第 1 項の資産に係る耐用年数によるものにあつては、当該耐用年数を併記すること。

なお、調整額の加算を行う場合において、差額の価額を評価するに当たつて用いる耐用年数は、期末帳簿価額を基礎として評価を行う償却資産の全部の平均的な耐用年数を記載するものであるが、具体的には、当該差額を構成する償却資産が明らかである場合

\_\_\_\_\_については種類別明細書のその 2 に、種類別明細書のその 1 又は種類別明細書のその 2 に記載すべき償却資産以外の償却資産（法人税法、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 7 年法律第 11 号）（以下「法人税法等」という。）の規定に基づく圧縮記帳による圧縮額（以下「圧縮額」という。））、賦課期日を含む事業年度の前前事業年度終了の日までに評価額の最低限度に達した償却資産、いわゆる簿外資産等)については種類別明細書のその 3 に、期末帳簿価額を基礎とする評価の方法によつて求めた価額が固定資産評価基準第 3 章第 1 節の評価方法によつて求めた価額を下回る場合においてはその差額（以下「差額」という。）に相当する額を種類別明細書のその 4 に、及び課税標準の特例の適用のある償却資産がある場合に於ては、\_当該償却資産については種類別明細書のその 1 からその 4 までに記載するほか種類別明細書のその 5 に、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_それぞれ記載すること。

- (2) 種類別明細書（種類別明細書のその 5 を除く。）は資産の種類、構造又は用途、細目及び耐用年数の異なるごとに別行に記載すること。ただし、種類別明細書のその 1 については、資産の種類、構造又は用途細目及び耐用年数の異なるごとに記載した種類別明細書を保存している場合に限り、資産の種類ごとに別行に記載することができるものであること。
- (3) 「種類」の欄には、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の別に記載すること。
- (4) 「構造又は用途」及び「細目」の欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）（以下「耐用年数省令」という。）別表第一、別表第二及び別表第五から別表第八までに掲げる構造又は用途（耐用年数省令別表第二及び別表第五に掲げるものにあつては設備の種類）及び細目を記載すること。
- (5) 「耐用年数」の欄には、耐用年数省令別表第一、別表第二及び別表第五から別表第八までに掲げる耐用年数を記載すること。ただし、法人税法施行令第 57 条第 1 項の規定により、国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつては、当該耐用年数を、耐用年数省令第 1 条第 2 項第 4 号の規定により、税務署長が認定した耐用年数によるものにあつては、当該年数を、耐用年数省令第 3 条第 1 項の資産に係る耐用年数によるものにあつては、当該耐用年数を併記すること。

なお、調整額の加算を行う場合において、差額の価額を評価するに当たつて用いる耐用年数は、期末帳簿価額を基礎として評価を行う償却資産の全部の平均的な耐用年数を記載するものであるが、具体的には、当該差額を構成する償却資産が明らかである場合

にあつては当該償却資産の耐用年数等を、その他の場合にあっては当該法人の所有する全資産についての前年度の価額と当該年度の価額との割合から算出した平均的な耐用年数等を考慮して市町村長又は道府県知事の承認を受けた耐用年数を記載すること。

(6) 「減価率」の欄には、固定資産評価基準別表第 15 に掲げる耐用年数に応ずる減価率を記載すること。ただし前号ただし書の耐用年数を併記した場合には、当該耐用年数に応ずる減価率についても併記すること。

(7) 種類別明細書のその 1 の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「期首帳簿価額(イ)」……法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）別表十六（二）旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（以下「法人税の明細書」という。）中「償却額計算の基礎となる額」の「償却額計算の基礎となる金額(16)－(17)18」欄に記載すべき額

イ 「期中普通償却限度額(ロ)」……法人税の明細書中「(16) > (19)の場合」の「計((21)+(22))又は((18)－(19))23」欄に記載すべき額

ウ 「賦課期日までに取得価額の 100 分の 5 に達する資産の期末帳簿価額(ハ)」……賦課期日において取得価額の 100 分の 5 以下である償却資産の期末帳簿価額（「期末帳簿価額(イ)－(ロ) (ハ)」の額をいう。）

エ 「控除額(ニ)」……[「差引(ハ)－(イ)－(ホ)－(ハ) (ト)」欄の額 × 「減価率(フ)」欄の率 ×  $\frac{12 - \text{期末の月の数}}{12}$  ]の算式によつて計算した額

オ 「(ハ)に係る資産の取得価額の 100 分の 5 に相当する額(ル)」……賦課期日において取得価額の 100 分の 5 以下である償却資産については、当該償却資産の取得価額の 100 分の 5 に相当する額

(8) 種類別明細書のその 2 は、期末の翌日から平成 19 年 3 月 31 日までに取得された資産について記載するものとし、各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「取得価額(イ)」……固定資産評価基準第 3 章第 1 節五に規定する取得価額（この場合において、圧縮額はこれを一の償却資産とみなして別に評価するものであるから当該欄に記載することなく、種類別明細書のその 3 に記載するものであること。）

イ 「控除額(ハ)」……[「取得価額(イ)欄の額 × 「減価率(ロ)」欄の率 ×  $\frac{13 - \text{事業の用に供した日の月の数}}{12}$  ]の算式によつて計算した額

(9) 種類別明細書のその 3 の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「前年度の価額(イ)」……前年度の種類別明細書のその 3 の「価額(ハ)」欄に記載した額、ただし、賦課期日を含む事業年度の前前事業年度終了の日までにその価額が評

にあつては当該償却資産の耐用年数等を、その他の場合にあっては当該法人の所有する全資産についての前年度の価額と当該年度の価額との割合から算出した平均的な耐用年数等を考慮して市町村長又は道府県知事の承認を受けた耐用年数を記載すること。

(6) 「減価率」の欄には、固定資産評価基準別表第 15 に掲げる耐用年数に応ずる減価率を記載すること。ただし前号ただし書の耐用年数を併記した場合には、当該耐用年数に応ずる減価率についても併記すること。

(7) 種類別明細書のその 1 の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「期首帳簿価額(イ)」……法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）別表十六（二）定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（以下「法人税の明細書」という。）中「定率法による償却額計算の基礎となる額」の「差引計((12)+(13)+(14)－(15))16」欄に記載すべき額

イ 「期中普通償却限度額(ロ)」……法人税の明細書中「当期発生普通償却限度額」の「計 21」欄に記載すべき額

ウ 「賦課期日までに取得価額の 100 分の 5 に達する資産の期末帳簿価額(ホ)」……賦課期日において取得価額の 100 分の 5 以下である償却資産の期末帳簿価額（「期末帳簿価額(イ)－(ロ) (ハ)」の額をいう。）

エ 「控除額(フ)」……[「差引(ハ)－(イ)－(ホ) (ハ) (ト)」欄の額 × 「減価率(ト)」欄の率 ×  $\frac{12 - \text{期末の月の数}}{12}$  ]の算式によつて計算した額

オ 「(ホ)に係る資産の取得価額の 100 分の 5 に相当する額(ク)」……賦課期日において取得価額の 100 分の 5 以下である償却資産については、当該償却資産の取得価額の 100 分の 5 に相当する額

(8) 種類別明細書のその 2 の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「取得価額(イ)」……固定資産評価基準第 3 章第 1 節五に規定する取得価額（この場合において、圧縮額はこれを一の償却資産とみなして別に評価するものであるから当該欄に記載することなく、種類別明細書のその 3 に記載するものであること。）

イ 「控除額(ハ)」……[「取得価額(イ)欄の額 × 「減価率(ロ)」欄の率 ×  $\frac{13 - \text{事業の用に供した日の月の数}}{12}$  ]の算式によつて計算した額

(9) 種類別明細書のその 3 の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「前年度の価額(イ)」……前年度の種類別明細書のその 3 の「価額(ハ)」欄に記載した額、ただし、賦課期日を含む事業年度の前前事業年度終了の日までにその価額が評

価額の最低限度に達した償却資産については取得価額の100分の5の額

イ 「(イ)－(ロ) (ハ)」……アに掲げる償却資産については、[「前年度の価額(イ)」－「前年中に減少した資産の前年度の価額(ロ)」]の算式によつて計算した額又は前年中に取得された償却資産については、その取得価額(賦課期日において取得価額の100分の5に相当する額を下回ることとなる場合においては、当該償却資産の取得価額の100分の5の額)

ウ 「控除額(ホ)」……賦課期日において取得価額の100分の5に相当する額を下回る償却資産以外の償却資産について、(ア) 前年前取得資産にあつては、[「(イ)－(ロ) (ハ)」欄の額×「減価率(ニ) 欄の率」]の算式によつて計算した額、(イ) 前年中取得資産にあつては、[「(イ)－(ロ) (ハ)」欄の取得価額×「減価率(ニ) 欄の率」×

$$\frac{13-\text{事業の用に供した月の数}}{12}] \text{の算式によつて計算した額}$$

(10)種類別明細書のその4の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

なお、「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」によることとした最初の年度においては、差額を「差額の価額(フ)－(ク) (ル)」の欄に記載すれば足りるものであること。

ア 「前年度の価額(イ)」……前年度の種類別明細書のその4の「差額の価額(フ)－(ク) (ル)」の欄に記載した額

イ 「除却資産の取得価額(ロ)」……法人税法等の規定により過去において特別償却又は圧縮記帳がなされたため差額を生じた償却資産について除却等があつた場合の当該除却等に係る償却資産の取得価額(この場合において、圧縮額は当該償却資産の取得価額に含めるものとする。)

ウ 「耐用年数(ハ)」……イに掲げる除却等に係る償却資産の耐用年数

エ 「経過年数(ニ)」……イに掲げる除却等に係る償却資産の取得の時から前年の1月1日までの経過年数

オ 「除却限度額(ホ)」……[「除却資産の取得価額(ロ)」欄の額×

$$\left(1 - \frac{\text{「耐用年数(ハ)」に応ずる減価率}}{2} \times \right.$$

$\left. \left(1 - \text{「耐用年数(ハ)」に応ずる減価率}\right)^{\text{「経過年数(ニ)」欄の年数}-1}\right]$ の算式によつて計算した額

カ 「除却に係る償却資産の前年の1月1日現在の帳簿価額(ハ)」……イに掲げる除却等に係る償却資産の前年の1月1日における法人税法上の帳簿価額

(11)種類別明細書のその5は課税標準の特例の適用のある資産について特例適用条項の異なるごと及び特例率の異なるごとに記載するものとし、各欄にはそれぞれ次に掲げる

価額の最低限度に達した償却資産については取得価額の100分の5の額

イ 「(イ)－(ロ) (ハ)」……アに掲げる償却資産については、[「前年度の価額(イ)」－「前年中に減少した資産の前年度の価額(ロ)」]の算式によつて計算した額又は前年中に取得された償却資産については、その取得価額(賦課期日において取得価額の100分の5に相当する額を下回ることとなる場合においては、当該償却資産の取得価額の100分の5の額)

ウ 「控除額(ホ)」……賦課期日において取得価額の100分の5に相当する額を下回る償却資産以外の償却資産について、(ア) 前年前取得資産にあつては、[「(イ)－(ロ) (ハ)」欄の額×「減価率(ニ) 欄の率」]の算式によつて計算した額、(イ) 前年中取得資産にあつては、[「(イ)－(ロ) (ハ)」欄の取得価額×「減価率(ニ) 欄の率」×

$$\frac{13-\text{事業の用に供した月の数}}{12}] \text{の算式によつて計算した額}$$

(10)種類別明細書のその4の各欄には、それぞれ次に掲げる額を記載すること。

なお、「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例」によることとした最初の年度においては、差額を「差額の価額(フ)－(ク) (ル)」の欄に記載すれば足りるものであること。

ア 「前年度の価額(イ)」……前年度の種類別明細書のその4の「差額の価額(フ)－(ク) (ル)」の欄に記載した額

イ 「除却資産の取得価額(ロ)」……法人税法等の規定により過去において特別償却又は圧縮記帳がなされたため差額を生じた償却資産について除却等があつた場合の当該除却等に係る償却資産の取得価額(この場合において、圧縮額は当該償却資産の取得価額に含めるものとする。)

ウ 「耐用年数(ハ)」……イに掲げる除却等に係る償却資産の耐用年数

エ 「経過年数(ニ)」……イに掲げる除却等に係る償却資産の取得の時から前年の1月1日までの経過年数

オ 「除却限度額(ホ)」……[「除却資産の取得価額(ロ)」欄の額×

$$\left(1 - \frac{\text{「耐用年数(ハ)」に応ずる減価率}}{2} \times \right.$$

$\left. \left(1 - \text{「耐用年数(ハ)」に応ずる減価率}\right)^{\text{「経過年数(ニ)」欄の年数}-1}\right]$ の算式によつて計算した額

カ 「除却に係る償却資産の前年の1月1日現在の帳簿価額(ハ)」……イに掲げる除却等に係る償却資産の前年の1月1日における法人税法上の帳簿価額

(11)種類別明細書のその5は課税標準の特例の適用のある資産について特例適用条項の異なるごと及び特例率の異なるごとに記載するものとし、各欄にはそれぞれ次に掲げる

額を記載すること。

ア 「前年度の価額(イ)」……前年度の種類別明細書のその5の「価額(ハ)ー(ホ) (ハ)」の欄に記載した額

イ 「(イ)ー(ロ) (ハ)」……アに掲げる償却資産の[「前年度の価額(イ)」ー「前年中に減少した資産の前年度の価額(ロ)】の算式によつて計算した額又は前年中に取得された償却資産の取得価額(前年中に取得価額の100分の5に達した償却資産にあつては取得価額の100分の5の額)

(この場合において、圧縮額は、当該償却資産の取得価額に含めるものとする。)

ウ 「控除額(ホ)」……取得価額の100分の5に達した償却資産以外の償却資産について、(ア)前年前取得資産にあつては[「(イ)ー(ロ) (ハ)」欄の額×「減価率(ニ)」欄の率]の算式によつて計算した額、(イ)前年中取得資産にあつては[「(イ)ー(ロ) (ハ)」欄の取得価額×「減価率(ニ)」欄の率× $\frac{13-\text{事業の用に供した月の数}}{12}$ ]の算式によつて計算した額

エ 「減額される額(ハ)ー(イ) (リ)」……課税標準の特例が適用されることによつて価額から減額される額

(12)種類別明細書のその6は、平成19年4月1日以降に取得された資産について記載するものとし、各欄にはそれぞれ次に掲げる額を記載すること。

ア 「取得価額(イ)」……固定資産評価基準第3章第1節五に規定する取得価額(この場合において、圧縮額はこれを一の償却資産とみなして別に評価するものであるから当該欄に記載することなく、種類別明細書のその3に記載するものであること。)

イ 「控除額(ハ)」……[「取得価額(イ)」欄の額×「減価率(ロ)」欄の率× $\frac{13-\text{事業の用に供した日の月の数}}{12}$ ]の算式によつて計算した額

(13)「備考」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 償却資産の耐用年数につき法人税法施行令第57条第1項の規定により国税局長の承認を受けたものについては、当該承認を受けた事由及び当該耐用年数を最初に適用する事業年度並びに当該承認を取り消され又は承認を受けた耐用年数を伸長された場合には、その内容

イ 償却資産の償却額の計算につき法人税法施行令第60条の規定の適用を受けたものについては、当該適用を受けた期間及び当該適用を受けた増加償却割合

ウ 償却資産の償却額の計算につき法人税法施行令第60条の2第1項若しくは第6項の規定により国税局長の承認を受け又は受けたものとみなされるものについては当該承認を受け又は受けたものとみなされる使用可能期間

額を記載すること。

ア 「前年度の価額(イ)」……前年度の種類別明細書のその5の「価額(ハ)ー(ホ) (ハ)」の欄に記載した額

イ 「(イ)ー(ロ) (ハ)」……アに掲げる償却資産の[「前年度の価額(イ)」ー「前年中に減少した資産の前年度の価額(ロ)】の算式によつて計算した額又は前年中に取得された償却資産の取得価額(前年中に取得価額の100分の5に達した償却資産にあつては取得価額の100分の5の額)

(この場合において、圧縮額は、当該償却資産の取得価額に含めるものとする。)

ウ 「控除額(ホ)」……取得価額の100分の5に達した償却資産以外の償却資産について、(ア)前年前取得資産にあつては[「(イ)ー(ロ) (ハ)」欄の額×「減価率(ニ)」欄の率]の算式によつて計算した額、(イ)前年中取得資産にあつては[「(イ)ー(ロ) (ハ)」欄の取得価額×「減価率(ニ)」欄の率× $\frac{13-\text{事業の用に供した月の数}}{12}$ ]の算式によつて計算した額

エ 「減額される額(ハ)ー(イ) (リ)」……課税標準の特例が適用されることによつて価額から減額される額

(12)「備考」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 償却資産の耐用年数につき法人税法施行令第57条第1項の規定により国税局長の承認を受けたものについては、当該承認を受けた事由及び当該耐用年数を最初に適用する事業年度並びに当該承認を取り消され又は承認を受けた耐用年数を伸長された場合には、その内容

イ 償却資産の償却額の計算につき法人税法施行令第60条の規定の適用を受けたものについては、当該適用を受けた期間及び当該適用を受けた増加償却割合

ウ 償却資産の償却額の計算につき法人税法施行令第60条の2第1項若しくは第6項の規定により国税局長の承認を受け又は受けたものとみなされるものについては当該承認を受け又は受けたものとみなされる使用可能期間

<p>エ 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度</p> <p>オ 船舶については、登録船名、船舶番号、総トン数及び船籍港、航空機については航空機登録番号及び定置場</p> <p>カ 課税標準の特例の適用のある資産については特例適用条項及び当該償却資産を取得した時期</p>	<p>エ 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度</p> <p>オ 船舶については、登録船名、船舶番号、総トン数及び船籍港、航空機については航空機登録番号及び定置場</p> <p>カ 課税標準の特例の適用のある資産については特例適用条項及び当該償却資産を取得した時期</p>
---	---